

# 株式会社 ダイヤモンドライン 本社営業所・神戸営業所

平成 28 年 7 月 1 日現在

## <会社概要>

商号	株式会社ダイヤモンドライン
本店所在地	大分市生石 5 丁目 3 番 1 号
創業	昭和 58 年 4 月
設立	昭和 62 年 10 月
資本金	20,000 千円
株主	株式会社フェリーさんふらわあ
役員	代表取締役社長 柴田 隆 取締役 三澤 豊 取締役 竹井 洋 取締役 久保 芳朗 取締役 堀内 啓介 取締役 渡邊 恒徳 監査役 田中 宏

営業種目	一般貨物自動車運送事業（九運自第 2039 号）（近運貨二第 222 号） 第二種貨物利用運送事業（国官参物第 180 号） 貨物利用運送事業 貨物運送取次事業 動産の賃貸業（消耗品を除く） 荷役運搬機械の賃貸及び販売業 損害保険の代理業務
------	--

事業所	本社・本社営業所 大分市生石 5 丁目 3 番 1 号 神戸営業所 神戸市東灘区向洋町東 3 丁目 21 番
-----	---

従業員	職員 24 名 乗務員 14 名 合計 38 名（選任運転者数 14 名）
-----	---------------------------------------

車両明細	本社営業所・・・トラクタヘッド 10 台、シャーシ 80 台 神戸営業所・・・トラクタヘッド 5 台、シャーシ 5 台
------	--

取引銀行	大分銀行
------	------

会社沿革	昭和 58 年 4 月 株式会社ダイヤモンドフェリー物流部として発足。 昭和 62 年 10 月 株式会社ダイヤモンドフェリーから株式会社ティディエルとし分離独立。 平成 3 年 1 月 株式会社ティディエルから株式会社ダイヤモンドラインに商号を変更。 平成 5 年 8 月 営業区域変更認可・新北部九州圏（九運自第 1694 号）
------	---

平成 6 年 11 月 営業区域変更認可・新阪神圏（近運貨二第 2414 号）  
 平成 8 年 4 月 株式会社商船三井、株式会社ダイヤモンドフェリーとの連結決算開始。  
 平成 19 年 2 月 グリーン経営認証登録  
 平成 26 年 12 月 安全性優良事業所（G マーク）認定

## ●代表挨拶

当社は、長距離フェリーを利用した物流の一貫輸送を軸に会社運営をしております。トレーラー輸送と長距離フェリーを組み合わせた一貫輸送体制の構築により、輸送の効率化と環境問題である CO2 削減という社会的要請に対し大きく貢献してきました。今後、本格的な少子高齢化社会の到来に際し、当社の取組みはますます重要になってくるものと確信し、より一層の安全輸送の確保に努めてまいります。

## ●運輸安全マネジメント 平成 28 年度（平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日）

当社は今般、貨物自動車運送事業法の主旨に基づき、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないことを自覚し輸送の安全対策は運送会社の最重要課題であり、経営の最高責任者を筆頭に全社員が可能な限り安全に配慮し、高いレベルの方針を基に目標設定、達成のための計画、立案を行い実行する事、さらにこれらを継続的に実行する為の PDCA サイクルを活用し、さらなる安全性の確保と向上を計るものである。

### ■目標及び達成状況

平成 28 年度（平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日）輸送の安全に関する目標及び平成 27 年度目標に対する達成状況

【本社営業所】自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故は 0 件でした。

安全・管理項目	平成 26 年度実績	平成 27 年度実績	平成 28 年度目標
事故件数	4 件	3 件	0 件
対人事故	0 件	0 件	0 件
物損事故	4 件	3 件	0 件
（内訳）対車両	1 件	1 件	0 件
自損事故	1 件	2 件	0 件
荷崩れ	2 件	0 件	0 件

平成 27 年度目標：事故 0 件 → 結果：目標未達成

【神戸営業所】自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故は 0 件でした。

安全・管理項目	平成 26 年度実績	平成 27 年度実績	平成 28 年度目標
事故件数	0 件	2 件	0 件
対人事故	0 件	0 件	0 件
物損事故	0 件	2 件	0 件
（内訳）対車両	0 件	1 件	0 件
自損事故	0 件	1 件	0 件
荷崩れ	0 件	0 件	0 件

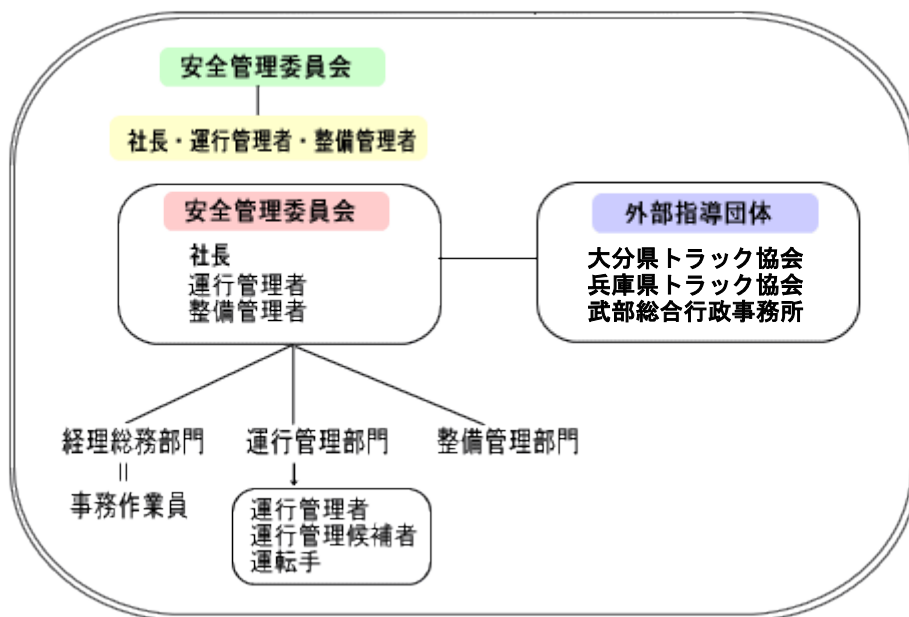
平成 27 年度目標：事故 0 件 → 結果：目標未達成

## <事故防止対策>

- ・事故防止のマニュアル作成
- ・安全確認の徹底
- ・定期的な教育指導

## ■運輸安全マネジメント導入に対する方針

### ①安全管理委員会等の設置



### ②輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 当社は全従業員に対して、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を教育や日常活動の中で常に意識し徹底させます。
- (2) 当社は運行管理体制の充実と共に、法令に定められた運行管理を適切に機能させます。
- (3) 当社はPDCA（計画・実施・評価・改善）を実施することにより、輸送の安全に関する継続的な向上を図ります。
- (4) 当社は、運輸関連法令の遵守を確実にし、輸送の安全に関する情報について積極的に公表します。

### ③輸送の安全に関する目標の設定

- ・ 休憩休息を十分確保し法定スピード内で走行する事
- ・ 平成28年度の目標は車両事故、荷崩れ事故数を0件とし、今後の人身事故も0件を目標とする

### ④輸送の安全に関する計画の作成

- (1) 定期的従業員教育、指導者教育の実施
  - ・ 毎月一回、従業員参加による安全会議を実施する。（順法要約説明、事故事例考察、ヒヤリハット訓練、等々）
  - ・ 関係外部機関との連携による運転者講習会の実施（運行管理者指導等）
  - ・ 関係外部機関による運転者適性検査の受診、及び運転者コンテストへの参加

(2) 確実な実行と従業員支援体制の確立と実施

「スピード管理・飲酒運転の撲滅・従業員の健康状態把握・労務管理」

- ・ スピード管理→デジタルタコメーター分析による安全指導、管理指導及びエコドライブの考察
- ・ 飲酒運転→アルコールチェッカーの全従業員完全実施、管理と分析、指導教育
- ・ 従業員の健康状態把握→運行管理者及び責任者の運転者との日々のコミュニケーションにより従業員の肉体的・精神的な状態を把握し、事故を未然に防ぐ
- ・ 労務管理の徹底→運行管理者の配車状況報告・確認・指示を明確にし、過重労働の防止、コンプライアンスの重視による運行の実施、運行管理の実施
- ・ 点呼時における事故状況説明、類似事故防止への注意点説明と事故防止への啓発活動の実施

(3) 安全運転支援ツール、教育ツール活用による安全技術、知識、意識の浸透

- ・ ドライブレコーダー等機器活用とデータ分析、及び従業員教育の実施
- ・ 各種教育ドキュメント、情報の活用による従業員教育の実施

(4) 運輸安全統括管理者による内部監査の実施と改善指導

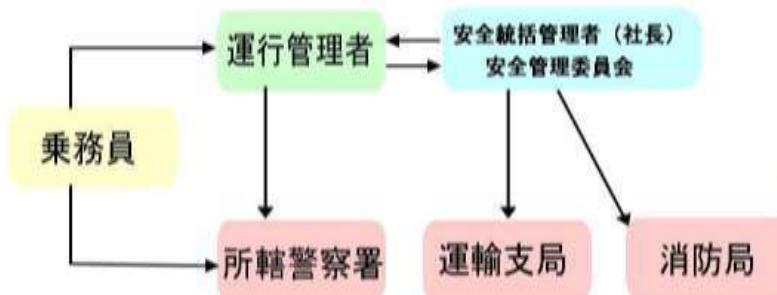
⑤輸送の安全に関する教育及び研修

- ・ 事故防止のマニュアル作成
- ・ 安全確認の徹底
- ・ 定期的な教育指導

⑥輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

- ・ ホームページによる掲載及び社内緊急連絡網による伝達
- ・ ホームページ掲載事項
  - ・ 安全マネジメント基本方針
  - ・ 目標値・目標達成状況
  - ・ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故統計
  - ・ 組織体制（安全委員会）
  - ・ 計画書
  - ・ 報告連絡体制
  - ・ 安全管理規程
  - ・ 教育及び研修計画
  - ・ 内部監査結果と処置
  - ・ 行政処分後の改善内容

⑦事故・災害等に関する報告連絡体制



⑧安全マネジメントの決断

本社営業所	平成 27 年度の輸送の安全に係る行政処分	なし
神戸営業所	平成 27 年度の輸送の安全に係る行政処分	なし

# 株式会社 ダイヤモンドライン 安全管理規程

制定 平成25年 12月1日

施行 平成26年 1月1日

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という）は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。ただし、当社における輸送の安全の確保についての運用は、運行管理規程、車両整備管理規程、安全衛生管理規程その他関係規程と相俟って行うものとする。また、関係法令を遵守すること。

(人命の尊重)

第3条 社員は、「人命の尊重を最優先し、常に安全の達成に努めます」という企業姿勢を実践し、輸送の安全の確保に努めること。

## 第2章 安全管理組織等

(社長の責務)

第4条 社長は、輸送の安全の確保に関し、最終の責任を負う。

2 社長は、輸送の安全を確保するため、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 輸送の安全に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じること。
- (2) 輸送の安全に関し、安全統括管理者の意見を尊重すること。
- (3) 輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を確認し、必要な改善を行うこと。

(社内組織)

第5条 輸送の安全の確保について責任ある体制構築及び企業統治を適確に行うため、別表「安全管理組織図」に則り次の者を選任し、配置する。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者及び補助者（以下、「運行管理者等」という）
- (3) 整備管理者及び整備管理補助者（以下、「整備管理者等」という）

(安全統括管理者等の 選任および解任)

第6条 安全統括管理者は、法令に定める要件を満たしている執行役員の中から社長が任命する。

2 運行管理者等及び整備管理者等の選任及び運用は、運行管理規程及び車両整備管理規程に定めるところ

ろによる。

3 安全統括管理者等が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者等がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

#### (安全統括管理者の責務)

第7条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、社長の命を受け、全社的輸送の安全を確保するための計画及び目標を定めるとともに、次に掲げる責務を有する。

- (1) 第3条に定める企業姿勢を徹底し、実践させること。
- (2) 運行管理規程に定める運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (3) 車両整備管理規程に定める整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (4) 輸送の安全を確保するため、必要な教育又は研修を行うこと。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、内部監査等によりその把握に努め、その結果を随時、社長に報告するとともに、改善のための必要な措置を講ずること。
- (6) その他、輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### (安全統括管理者等の責務)

第8条 安全統括管理者等は、事業主の命を受け、の輸送の安全の確保に関し、第7条各号に掲げる責務を有する。

#### (代務者の選任及び責務)

第9条 第5条1項1号から2号に定める安全統括管理者は、それぞれ安全統括管理代務者（以下、「安全統括代務者」という）をおくことが出来る。なお、第5条1項1号の安全統括代務者は業務部長をもってあてる。

2 安全統括代務者は、安全統括管理者の承認を得て選任する。

3 安全統括管理者が不在の場合又はその事務が取れない場合には、安全統括代務者が安全統括管理者の職務を行う。

### 第3章 輸送の安全の確保についての基本方針等

#### (輸送の安全に関する基本方針等)

第10条 社長は、全従業員に対して、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を教育や日常活動の中で常に意識し徹底させる。

- (1) 運行管理体制の充実とともに、法令に定められた運行管理を適切に機能させる。
- (2) PDCA（策定、実行、チェック、改善）を実施することにより、輸送の安全に関する継続的な向上を図る。

(3) 運輸関連法令の遵守を確実にし、輸送の安全の確保に関する情報について、積極的に公表する。

(運行管理規程)

第11条 輸送の安全の確保について、運行の管理に関する事項については運行管理規程に定める。

(重点施策の策定)

第12条 第10条の基本方針に基づき、実施すべき重点施策、達成目標、実施計画及び実施に必要な予算案等は、組織規程に定める責任部署において協議の上策定し、安全統括管理者に報告の上、社長の承認を得る。

## 第4章 輸送の安全確保のための実施事項

(重点施策の実施)

第13条 社員は、前条に基づき策定された重点施策を着実に実施し、目標達成に向け誠実に努力すること。

(安全衛生委員会)

第14条 安全統括管理者は、重点施策の策定及び実施等に当たって、又は輸送の安全について社員の意見を聴取するために必要な場合は、安全衛生委員会における検討を要請する。

2 安全衛生委員会は、安全衛生管理規程に則り運用する。

(教育及び研修)

第15条 業務部長は、輸送の安全に関する目標を達成するため、必要な教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、安全統括管理者の承認を得た上で実施する。

2 前項の教育及び研修の実施に当たっては、社員教育規程に則り着実に実施する。

(情報の共有および伝達)

第16条 社長と現場および運行管理者等と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めるものとする。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じるものとする。

(下請け業者等の安全管理)

第17条 下請け業者等の輸送の安全管理は、下請け業者等の輸送の安全の向上に資するよう運行管理規程に則り適正に行う。

## 第5章 内部監査・業務の改善に関する事項

(内部監査)

第18条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する施策の実施状況を確認するため及び重大な事故等が発

生した場合等必要と認める場合は、内部監査規程に基づく監査を監査部長に要請する。

- 2 安全統括管理者は、監査の結果により必要がある場合は、必要な方策を検討の上、社長に報告し、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。
- 3 安全統括管理者は、前項の措置を講じるため関係部長に必要な措置を講じることを指示することが出来る。

(改善指示)

第19条 社長は、事故・災害等および前条の報告を受けた場合、又は輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、安全統括管理者に対し改善のための必要な措置を指示するものとする。

- 2 前項に掲げるような場合以外でも社長は自らが是正措置又は予防措置を講じることができる。また、悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じるものとする。

## 第6章 報告連絡等

(事故、災害等の報告)

第20条 事故、災害等が発生した場合における運転者のとるべき措置及び報告連絡体制は、運行管理規程及び緊急事態対処マニュアルに定めるところによる。

- 2 安全統括管理者は、報告連絡体制の周知を図るとともに、報告連絡体制が機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。
- 3 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令104号）に定める事故、災害等が発生した場合は交通事故処理規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(情報公開)

第21条 輸送の安全に関する情報は、ホームページへの掲載、業務報告書等により外部に公表するものとする。

- 2 事故発生後における再発防止策等、輸送の安全の確保のために講じた改善状況等について国土交通省に報告した場合には、前項に準じ、速やかに外部に公表するものとする。

(記録の管理等)

第22条 輸送の安全確保のための施策の推進にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを三年間保存するものとする。

- 2 前項の記録及び保存の方法は別に定める。

(規程の見直し)

第23条 本規程は業務の実態に応じ安全衛生委員会において、定期的におよび適時適切に必要な見直しを行うものとする。